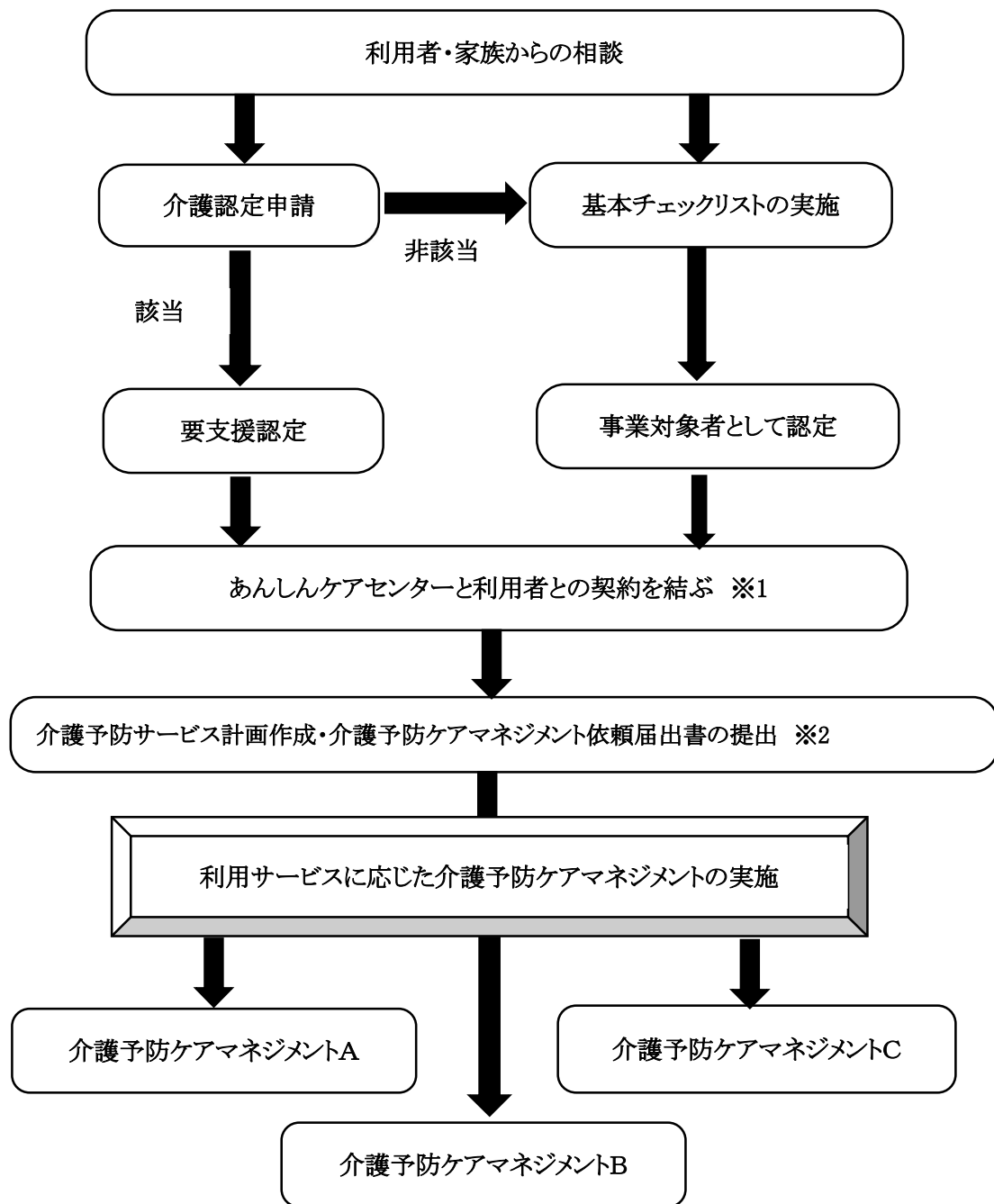


介護予防ケアマネジメント利用までの流れ



- ※1 介護予防支援の実施も含めた内容で契約も可。居宅介護支援事業所に委託する場合も、契約はあんしんケアセンターと利用者間で締結
- ※2 届出を提出する際、委託の有無や届け出る支援の範囲に注意
計画作成者が変わる際に、届出の提出が必要（原則として、変更前に）
- ※3 委託ができるのは、介護予防ケアマネジメントAのみです。